

所得税・町道民税申告について

※混雑緩和のため受付方法が変更になっています

申告
期間

2月16日(水)から
3月15日(火)まで

昨年に引き続き別海町役場で行う確定申告会場は、混雑緩和のため**事前予約制**とさせていただきます。

また、多くの方が訪れる確定申告会場に来庁せずに、国税庁ホームページからご自宅で申告書の作成と提出も可能となっているため活用の検討をお願いします。

国税庁ホームページでは、パソコンやスマートフォンなどから、所得税の確定申告書を作成し、e-Tax（電子申告）または、印刷して郵送で提出することができるので、ぜひご利用ください。

確定申告が必要な方

- 事業所得や不動産所得などがある方
 - 給与所得者で年末調整が済んでいない方
 - 2カ所以上から給与を受けている方
 - 会社からの給与以外に所得がある方（年金、不動産等）
 - 住宅控除や医療費控除を受けたい方
- など

申告に必要なもの

- 印鑑
- 本人名義の口座番号が分かるもの（還付の場合）
- 給与、年金収入の方は「源泉徴収票」原本（コピー不可）
- 個人事業主の方は収入と経費を証明するもの
- 国民年金、国保税等は「控除証明書」または「領収書」
- 生命保険料、地震保険料等は「控除証明書」
- 申告者のマイナンバーカードまたはマイナンバーが確認できる書類と身分証明書
- これまでにe-Taxを利用して申告書を提出したことがある方は、利用者識別番号(16桁の番号)が確認できるもの
- 昨年度の確定申告書控え（お持ちの方のみ）

役場での申告相談について

- 申告期間中に限り、会場で申告書作成のご相談を受け付けます。
- 役場での申告相談は、給与所得、年金所得、簡易な事業所得（営業等）、不動産所得です。営業、事業をされている方は、税務署または税理士へご相談ください。
なお、各支所での申告相談は給与所得、年金所得のみです。
- 簡易な事業所得、不動産所得の申告をする場合は、ご自身で収支内訳書を作成の上、お持ちください。（収支内訳書の様式をお持ちでない方は事前にお問い合わせください。）
また、ご自身で作成できない方は、税務署または税理士にご相談ください。
- 申告内容によっては役場で判断が難しく、ご相談をお受けできないものもありますので、あらかじめご了承ください。
- 医療費控除を申告する方は、事前に令和3年中に支払った医療費を、次のとおり医療費控除明細書にまとめてお持ちください。

従来の医療費控除	受診者ごと、かつ病院・薬局ごとに金額をまとめる
セルフメディケーション税制の医療費控除	薬局等ごとに金額をまとめ、製品の名称は全て記載する

平成29年分以降の医療費控除の申告は、明細書または医療保険機関からの医療費通知書を添付することで領収書の添付は省略できます。ただし、領収書は5年間の保存が必要です。

- マイナンバーカード、通知カード、身分証明書などは次のとおり確認します。

マイナンバーカードをお持ちの方	・ マイナンバーカード
マイナンバーカードをお持ちでない方	・ マイナンバー通知カード、住民票の写しまたは住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載があるものに限り）などのうちいずれかひとつ ・ 身分証明書

町道民税申告について

令和3年中に収入、所得が無かった方や所得証明書等の発行が必要な方は、町道民税の申告が必要です。

申告がないと所得等の確認ができないため、公営住宅、各種福祉サービス、児童扶養手当、授業料の免除等の判定や、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の軽減措置を受けることができません。

なお、公的年金収入が400万円以下または公的年金に係る所得以外の所得が20万円以下の場合は確定申告の必要はありませんが、町道民税申告をすることで町道民税が減額になる場合があります。

申告相談日程・会場

- 期間 2月16日(水)から3月15日(火)
(土曜日、日曜日、祝日を除く)
- 時間 午前9時から午後4時

会 場	相 談 対 象
根室税務署 根室市弥生町1丁目18番地 (根室地方合同庁舎) ※受付は午後4時まで	■ 全ての所得税申告 (営業・事業・譲渡・山林所得者など) ■ 消費税、相続税、贈与税申告
別海町役場1階 103会議室	■ 一般確定申告 (給与・年金所得者、還付申告者、簡易な事業所得者など) ■ 町道民税申告
西春別支所、尾岱沼支所 ※最終日は午後3時まで	■ 給与・年金所得の確定申告 (A表のみ) ■ 町道民税申告

事前予約方法

本年から、電話予約に加えてインターネットでの事前予約を導入します。ネット予約は期間中であれば24時間いつでもどこでも予約可能となっていますので、ぜひご活用をお願いします。

また、ネットで予約をしたいが、使用方法が分からないなどお困りの際は役場税務課までご連絡ください。

(ネット予約)

- ・ 予約受付 1月17日(月)から3月4日(金)※24時間対応
- ・ 予約方法 お手持ちの端末から下記URLまたは右の二次元コードを読み取り、順に沿って入力し、予約を完了してください。予約後、入力したアドレスにメールが届きます。予約の確認やキャンセルは予約完了メールから手続きに進んでください。
URL <https://logoform.jp/form/2W7T/40453>

ネット予約



(電話予約)

- ・ 予約受付 1月24日(月)から3月11日(金) (土曜日、日曜日、祝日除く) 午前8時45分から午後5時30分
- ・ 予約方法 役場税務課に電話し、申告期間内の希望日時を伝えてください。
※予約状況により希望日時にならない場合があります。また、予約日時に来庁されない場合は、キャンセルとなる可能性がありますので、ご了承ください。
※インターネットを使用できない場合またはネット予約期間外に予約する場合は、電話での予約となります。
※支所を利用される方は各支所に直接、電話にて予約をお願いします。
※予約をされずに来庁された場合は、空きがあればご案内可能ですが、原則予約者が優先となりますので、ご了承ください。

■入場人数の制限

申告会場に入場できるのは、申告者と職員のみとさせていただきます。なお、例年設けていた待合室は、混雑緩和のため用意しておりません。予約時刻に、申告会場に空きがなく入場できない場合は、お車などでお待ちください。空き次第こちらからお電話でご連絡させていただきます。

■来庁者へのお願い

- ・ 感染症等の拡散を防ぐため、事前にご自宅で検温していただき、体調不良・発熱等の症状がある場合は来庁をご遠慮ください。
- ・ 受付会場に入場される場合はマスクの着用をお願いします。マスクを着用されない場合は、受付会場への入場をお断りさせていただきます。
- ・ 1人当たりの時間には限りがありますので、長時間の滞在を回避するため、収支内訳書等の作成書類は必ず作成してからご来庁ください。長時間滞在することにより、その他の予約者にも迷惑が掛かることとなりますので、ご理解とご協力をお願いします。

問合せ

- 根室税務署 TEL0153-23-3261
- 西春別支所 TEL77-2131
- 国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp/>
- 役場税務課 課税担当 TEL75-2111 (内線1111・1112)
- 尾岱沼支所 TEL0153-86-2166